平成２５年（フ）第２１６号
神奈川県横須賀市根岸町２丁目７番10号　エクセル新大津101
債務者　杉本　美幸（旧姓菅野）
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第２２５号
神奈川県横須賀市坂本町１丁目35番地
債務者　寺澤　惠子
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第２３６号
青森市花園１丁目18番４号　コーポ桂Ｂ号
債務者　福井　泰寛
1　決定年月日時　平成26年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２６７号
青森市幸畑４丁目17番７号　市営住宅幸畑第４団地15―20
債務者　奈良　幸子
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４２３号
和歌山市松島７番地の３　松島住宅６号
債務者　山下　一明
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１号
山口県光市島田２丁目２番13号パレスジャンボＢ号
債務者　栗原惠美子
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第２２９５号
愛知県東海市富貴ノ台４丁目99番地　アルジャンＫⅡ203
債務者　上田　智広
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２１５号
横浜市青葉区美しが丘２丁目５番地１　扶桑ハイツたまプラーザの杜302号
債務者　月山　尊正
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２１６号
横浜市青葉区美しが丘２丁目５番地１　扶桑ハイツたまプラーザの杜302号
債務者　月山久美子
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２５９号
神奈川県藤沢市川名２丁目３番20号　藤沢川名荘
債務者　宇佐美正司
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２２号
横浜市鶴見区下末吉３丁目８番１―505号
債務者　佐藤　勝宣
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５６３４号
大阪府東大阪市足代北２丁目10番17号　グランソシエ布施605号
債務者　朝村愛春こと　朴　　愛春
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６４０号
岡山市南区築港新町１丁目６番11号　新町ハイツ302号
債務者　暮石　明美
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６４２号
岡山市中区関259番地11
債務者　浮田　　創
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８９号
岐阜県高山市西之一色町２丁目135番地
債務者　北村　傳彦
1　決定年月日時　平成26年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月26日午後１時30分
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第５８６号
岡山市南区福田236番地３
債務者　入江　　潤
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部